

5月は消費者月間です

# こんなに多い！？身近な消費者トラブル

問合せ 協働人權課広聴・協働担当(1階④番窓口) ☎939・1331

藤井寺市消費生活センターでは、消費生活相談員が消費者トラブルの解決策や事業者との交渉方法をアドバイスしています。悪質な業者は様々な手段で消費者を狙っているので気をつけましょう。



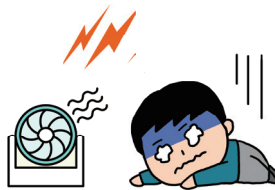
## 困った！相談事例

### 投資詐欺



SNS 広告で株式投資を勧めてくる人と繋がった。投資をしたが、詐欺だった。

### 粗悪品



SNS 広告で大手メーカー共同開発という商品を買ったが、後日、広告の虚偽が判明。

### 定期購入

そんなつもりじゃ...



SNS 広告を見てサプリメントを購入。未注文の2回目が届き、初回のみ安い定期購入だったと判明。

いずれも SNS 広告から消費者トラブルになっています。「この価格は今だけ」「絶対に儲かる」などと消費者を煽るものもありますが冷静になり、購入する前に人に相談をするなど自分で調べる癖をつけましょう。

## 藤井寺市消費生活センター

専門の相談員が消費者トラブル解決をサポートします。

日時 月～金曜日(祝日除く)10時～12時、  
12時45分～16時(受付は15時30分まで)

場所 市役所1階⑤番窓口

相談方法 面談または電話相談

☎ 939・1320

## 消費者出前講座

消費生活相談員などが地域に出向き、相談事例や悪質商法の手口について解説。

日時 希望日時を事前に調整し、決定

対象 市内の自治会、町内会、老人会など  
(参加人数が10人～20人程度)

時間 30分～1時間程度

申込・問合せ 協働人權課 広聴・協働担当

## 啓発物品配布中

### エンディングノート

万が一に備え葬儀や将来を書き留めるノート

配布場所 市役所1階情報交流ひろば「ふらっと」、協働人權課(1階④番窓口)

※無くなり次第終了

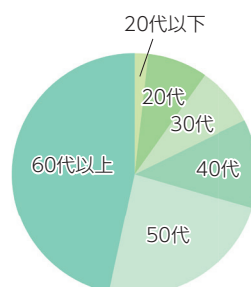
### くらしの豆知識

消費者トラブル対策と生活情報をまとめた冊子



## 相談結果レポート

令和7年度の消費生活センターの相談件数は490件でした。相談者の年代別では、60歳以上の高齢者からの相談が全体の47%を占めており、依然として高齢者が消費者トラブルに遭いやすい傾向があります。



◀ 年齢別相談割合 (令和7年度)